

# 河北町障がい者活躍推進計画

河北町・河北町教育委員会

機 関 名		河 北 町	河北町教育委員会
任命権者		河北町長	河北町教育委員会教育長（教育委員会職員は河北町長部局からの出向者であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定により、河北町と併せて障害者任免状況通報書を提出している。）
計画期間		令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）	
障害者雇用に関する課題		障がい者雇用率は法定雇用率を超えているものの、障がい者が活躍できる環境づくりを進めるための体制づくり及び定着できる環境づくり。	
目 標	① 目採用に関する	毎年6月1日時点の障がい者雇用率が法定雇用率を上回るとともに、障がい者の活躍の場の確保・拡充を図りながら計画的な採用増につなげる。 (令和2年6月1日時点の雇用率3.45%、令和3年3月1日以降の法定雇用率2.6%)	
	す② 定着に関する	(1) 職場において障がい者雇用について理解を深め、合理的配慮を行い、本人の意に反した離職者を生じさせない。 (2) 本人の希望に応じて事前の職場見学や職場体験の機会を提供する。	
取組状況	① を障がいを進いする者の体制	(1) 総務課長を障がい者雇用推進者として選任し、障がい者の採用及び定着を図る。 (2) 障がい者職業生活相談員を選任し、相談体制を整備して障がい者が働きやすい環境を確保する。 (3) 障がい者が配属されている部署の所属長は、障がい者雇用推進者及び障がい者職業生活相談員と連携・協力する。	

	<p>定基② ・本障 創とが 出ない る者 職の 務活 躍の 躍の 選の</p>	<p>障がいの状況等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
	<p>③ の障 環が 境い 整者 備の 活 躍を 人事 管理 進 する ため</p>	<p>(1) 募集・採用に際して以下の取扱いを行わないこととする。  ○ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。  ○ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。  ○ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。  ○ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。  ○ 特定の就労支援機関からのみ受入れ実施すること。</p> <p>(2) 障害特性に配慮した選考方法を工夫する。</p> <p>(3) 所属長による面談等により、障がい者である職員に対して必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要かつ適切な措置を講じる。</p>